明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（七四）　六

〔政　令〕

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一八二）　六

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八三）　一四

○関税法施行令等の一部を改正する政令（一八四）　一六

○畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八五）　一六

○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一八六）　一七

〔条　約〕

○日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（一〇）　一七

○デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（一一）　一三九

〔府　令〕

○内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四五）　一四三

○内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同四六）　一四六

○内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同四七）　一四九

○内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同四八）　一五五

〔府令・省令〕

○関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委・防衛一）　一五六

○疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境七）　一六二

○外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通四）　一六二

〔省　令〕

○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務六三）　一六三

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する等の省令（同六四）　一六五

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同六五）　一七〇

○住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（同六六）　一七〇

○戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（総務・法務三）　一七一

○経済センサス活動調査規則等の一部を改正する省令（総務・経済産業四）　一七三

○法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（法務四三）　一七四

○不動産登記規則の一部を改正する省令（同四四）　一七四

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（同四五）　一七五

○商業登記規則及び一般社団法人等登記規則の一部を改正する省令（同四六）　一七六

○動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令（同四七）　一七八

○供託規則の一部を改正する省令（同四八）　一八〇

○電子公告規則の一部を改正する省令（同四九）　一八〇

○沖縄弁護士に関する政令第四条第一項第二号に規定する法務省令で定める者を定める省令（同五〇）　一八三

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令等の一部を改正する省令（財務三六）　一八三

○財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三七）　一八六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。